

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第2回福岡県最低賃金専門部会

- 1 日時 : 令和6年7月31日(水) 10:00~11:50
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室
- 3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)
大坪 知弘
平井 佐和子
丸谷 浩介(部会長)

【労働者代表委員】 3人(定数3人)
河村 敏昭
小陳 武志
長嶋 良昭

【使用者代表委員】 3人(定数3人)
庄崎 秀昭
松本 恭子
山口 洋志

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡県最低賃金の改正について

(2) その他

5 審議内容

部 会 長

ただ今から福岡地方最低賃金審議会第2回福岡県最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、本日の専門部会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者での協議については公開としております。

では、本日の委員の出欠および定足数につきまして、事務局より報告をお願いします。

室 長 補 佐

御報告します。本日は、専門部会委員の欠席はございません。最低賃金審議会令第6条第6項で準用する最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

部 会 長

ありがとうございます。

本日の議事録の確認は、

労働者代表委員 小陳委員

使用者代表委員 松本恭子委員

をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

小 陳 委 員

(承 諾)

松本恭子委員

部 会 長

はい、それでは、議事(1)の「福岡県最低賃金の改正について」に入ります前に、第3回最低賃金審議会で、この第2回専門部会にて説明するとした、福岡県最低賃金調査審議資料について、事務局より説明をお願いします。

専 門 監 督 官

{令和6年最低賃金に関する基礎調査結果(地域別最低賃金用)}
に基づき説明。

部 会 長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

各 委 員

(質問等なし)

部 会 長

よろしいでしょうか。ざっと見たところ興味深い数字が出ておりますけれども、御確認をお願いしたいと思います。

第1回の専門部会におきましては、現時点における引上げ額とその基本的な考え方をお伺いしているところでございます。

前回お話を伺いましたのは、労働者側の御主張といたしまして、三要素のうち生計費を特に重視し、福岡県の連合リビングウェイジが1,080円であるというこ

とであること。また三要素のうちの賃金では、パートの募集賃金の平均が1,080円を超えている、ということから、1,080円を提示されました。

使用者側の御主張といたしましては、賃金改定状況調査結果第4表③のBランク2.9パーセントをベースとして27円引き上げて、968円とすると御提示がございました。

以上のような御主張であったかと思えますけれども、以上間違いございませんでしょうか。

各 委 員

(相違なし)

部 会 長

はい、ということでした。

7月29日の第1回専門部会の段階におきましては、労使双方の提示する金額に開きがございました。したがって、本日は第1回の専門部会に引き続きまして、労働者側、使用者側そして公益委員との二者間の協議をしながら進めていきたいと思えます。傍聴の方におかれましては二者協議の際には一旦、退席していただくことになり、その間、控室でお待ちいただくことを予めお願い申し上げます。事務局はその都度、控室への案内をお願いいたします。

二者協議に入る前に、この公・労・使三者がそろっている場でお話しておくこと、御意見があれば、お願いします。

山 口 委 員

はい。

部 会 長

はい、山口委員、お願いします。

山 口 委 員

丸谷部会長、お時間をいただきありがとうございます。私の方から使用者側委員の意見として、中小企業の現状等を手短にお話させていただきたいと思えます。

最低賃金の審議にあたって、使用者側の基本的な考え方は先日もこの会議で庄崎委員が述べられたとおりでございます。昨年度も御紹介したと思えますけれども、私は中小企業団体中央会に所属しております。そこでは毎月、中小企業や小規模事業者の方々にお願いして経営評価について調査を行っております。専門部会での審議を行う中で大変有用な情報だと考えております。最初に直近の5月、6月の調査でいただいた結果で、現場がいかに厳しい状況であったかという声を御紹介したいと思えます。

まず、食料品製造業の組合です。原材料の高騰、人件費も上昇し、商品の売り上げだけでは対処できないという意見です。

次に木材木製品製造業の組合です。厳しい状況が長期間にわたり、一層の収益悪化を懸念しているという意見です。

鉄鋼・金属製品製造業の組合においては、原材料、水道光熱費、消耗品など月次

に値上げが続いている。原材料仕入れ元からは値上げのお願いではなく、次回納入より、ある程度の値上げを要求しますと言われ、受け入れざるを得ないという状況であります。

しかし、その分を価格転嫁しようとしても簡単にはいかないということです。更に人手不足の中、人件費の上昇などにより収益は悪化傾向という動きが出ています。

次に商店街の組合です。人件費の増加により、雇用人員の確保が困難で、また円安により原材料の確保も課題となっている、という意見が出ています。

建設業の組合では資材価格の高止まりや労働者不足が続いており、建設業界の経営状況は依然として厳しい状況であるとのこと。

運輸業においては円安や中東情勢の悪化、長引くウクライナ戦争等のために燃料や原料価格の高止まりが続いており、収益は悪化傾向です。

零細の運送会社では荷主への運賃値上げ交渉ができておらず、厳しい状況になるという現状についての意見があります。こうした現状を踏まえました分析等をお話しさせていただきますと、エネルギーや原材料価格の上昇、人件費の原資を含めた利益を確保するための価格転嫁が遅れていることや、人手不足問題が収益力確保の足かせになっております。

更には中国の景気の減速、中東やウクライナの紛争等の影響も懸念される中、先行きは不透明であり、自らの努力では到底克服できない状況でございます。そして毎年社会保険料が引き上げられる中、政府は段階的に社会保険料の加入要件を緩和していくように対象を拡大するという事になってきています。これは政策的に非常に理解できるものでありますけれども、一方で使用者の負担が大幅に増加されることということも懸念されます。更に子供手当、これが新たに創出されますけれどもこの財源の一部を社会保険料に上乗せするという見直しも、現在されているように聞いております。

中小企業は大企業に比べ営業利益率が低く、労働分配率も高い状況である為、賃上げや人材確保よりも、現状の従業員の雇用を確保し、人員を維持するのが精一杯の状況でございます。大幅な賃金の引上げは、生産性の向上を実現して原資を確保する前に企業経営を直撃して事業継続を危うくするものであり、それは直近の倒産件数の増加がそれを物語っていると考えております。東京商工リサーチによれば、2024年上半期、1月から6月ですけれども、全国企業倒産件数は4931件であり、件数では昨年同期に比べ889件、率では22パーセントの増加となっております。

これを福岡県で見ますと、同じ時期で2024年上半期企業倒産件数は263件で昨年同期に比べ、件数では79件、率では43パーセントの増加となっております。これは全国平均を大きく上回るところでございます。

円安に伴う物価高、人件費の上昇などのコストアップが中小企業の収益を苦しめていると分析がされているところでございます。

昨年、この会議の使用者側委員でありました私の前任者の吉岡前委員がこの会議でも申したいと思っておりますが、その中で今後倒産や廃業の動きが加速することを大

きく懸念していると主張されておりますが、まさに吉岡氏が危惧されたことが現実になっているのではないかと考えております。

このような状況から、賃上げの必要性を肌で感じ、雇用と経営の維持に懸命な努力をしている中小企業に通常の事業活動の賃金支払い能力を超えた過度の最賃引上げの負担を担わせるべきではないと考えております。経営状況が非常に厳しい中、中小企業が賃上げ原資を確保するためには、エネルギーコストの上昇や原材料価格高騰への国の支援策のみならず、適切な価格転嫁も行われる必要があると考えております。このためにこの審議会におかれまして、これまでに述べてきた中小企業がおかれている厳しい経営状況を十分に踏まえた御審議を行っていただきまして、また、政府や自治体には物価高騰対策を含めて、これまで以上に適切な支援策をしていただくよう強く要望いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

部 会 長 はい、ありがとうございました。

他に何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

はい、それでは次に、協議に入っていきたいと思っております。この後、公益委員が二者協議に入りたいと思っておりますが、前回は労働者側委員と先に協議を行いましたので、今回は使用者側委員から先にお話をいただき、その後で労働者側委員の方に伺いたいと思っておりますので、事務局は労働者側委員、使用者側委員をそれぞれの控室に御案内をお願いします。

(労使代表委員退室)

部 会 長 それでは、事務局は傍聴者の方を控室に御案内をお願いします。

(傍聴者退室)

(公益代表委員と使用者側代表委員との個別折衝)

(公益代表委員と労働者側代表委員との個別折衝)

(労使代表委員入室)

(傍聴者入室)

(議事再開)

部 会 長 はい、それでは審議を再開いたします。

本日、労使双方の御主張及び御意見をお聞きいたしました。これまで公益委員が調整を図ってきて、労使双方の御主張の内容を十分に検討し、お話をしておりますたけれども、意見の一致までには至りませんでした。

今回御主張にあったのが、まず使用者側の御意見といたしましては、消費者物価を重視することが必要であり、今回示された資料として福岡市、北九州市の数値に着目いたしますと、持家の帰属家賃を除く総合の消費者物価指数の上昇率が福岡市と北九州市では違う数字が出ておりますが、高い方の数字である北九州市の3.5パーセント増というところに着目し、これを根拠に引上げをするべきだという御主張がありました。これによりますとプラス33円、改定額974円という形で御主張がなされております。

これに対しまして、労働者側といたしましては、基本的な考え方は前回と同様で、連合リビングウェイジに依拠し、1,080円ということを主張するのだけれども、これをすぐに到達するという事は困難であるので2年間をかけてこれに到達するという目標を設定し、そうすると1,080円から941円を引いた139円。これを2年で到達するという意味では、69円を引上げ額としたい。つまり本年度の主張としましては1,010円、引上げ率は7.3パーセントという数字が今回は御主張としてなされております。

ただ依然としましても、前回よりはずいぶんと差は縮まったところではございますが、額の開きも相当ございますし、考え方そのものも開きが相当あるように見受けられました。

まだまだ、合意には至らないというところがございますので、次回の第3回専門部会で審議を尽くしていきたいと思っております。

予定といたしましては、事務局からお話があると思いますが、次回、一応は結審の予定でございます。それまで皆様方でじっくり御検討をいただき、また、配布されている資料なども十分御検討したうえで、次回の協議に臨んでいただければと思います。公益委員といたしましても、労使双方の意見を聞きながら、引き続きこの金額の開きを縮まれるように努めていきたいと思っております。

労使双方におかれましても更なる御検討をお願いしたいと思います。

それでは次に議事(2)の「その他」ですが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

各 委 員 (なし)

部 会 長 はい、それでは事務局から何かございますでしょうか。

賃金指導官 (次回の日程等について説明)

部 会 長 はい、次回8月5日、10時からとなっております。配布資料等がある場合は事前

に事務局までにお伝えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門部会を閉会としたいと思います。
本日は大変お疲れ様でした。

